

平成27年10月30日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
ニッセイ永田町ビル7階  
大和ハウス・レジデンシャル投資法人  
代表者名 執行役員 多田 哲治  
(コード番号：8984)

資産運用会社名  
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土田 耕一  
問合せ先 取締役財務企画部長 漆間 裕隆  
TEL. 03-3595-1265

### 東洋ゴム工業株式会社との補償合意書締結に関するお知らせ

大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）及び本投資法人が資産の運用を委託する大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下、「本資産運用会社」といい、本投資法人と本資産運用会社を総称して、「本投資法人等」といいます。）は、平成27年3月18日付「東洋ゴム工業株式会社製免震材料使用物件に関するお知らせ」及び平成27年3月31日付「東洋ゴム工業株式会社製免震材料使用物件に関するお知らせ（続報）」において公表しています本投資法人が保有する1物件（以下、「対象物件」といいます。）で国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震材料が使用されていることが判明した件に関し、下記のとおり補償に関する合意に達しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 補償に関する合意書締結に至る経緯

本投資法人等は、対象物件で使用されている免震積層ゴム（以下、「対象ゴム」といいます。）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないことが判明したことに起因して生じた問題（以下、「本件問題」といいます。）に関し、東洋ゴム工業株式会社及び東洋ゴム化工品株式会社（以下、東洋ゴム工業株式会社と東洋ゴム化工品株式会社を総称して、「東洋ゴム等」といいます。）と補償に関する交渉を行ってきました。

その結果、本日、本投資法人等と東洋ゴム等との間で、補償に関する合意書（以下、「本合意書」といいます。）を締結するに至りました。

#### 2. 本合意書締結の目的

本件問題により本投資法人等に生じた損害、損失及び費用等の補償の一部に関し、本投資法人等及び東洋ゴム等の間で合意に至ったため、本合意書を締結しました。

#### 3. 本合意書の内容

当面の間の本件問題により発生した損害の補償等について合意をしていますが、円滑な補償の実施に支障が生じるおそれがあるため、詳細については非開示とします。

なお、対象ゴムの交換工事等については、引き続き東洋ゴム等と協議を実施し、東洋ゴム等の負担での交換工事の実施等を含め、適切な対処を求めてまいります。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwahouse-resi-reit.co.jp/>